

広島県公安委員会告示17号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

令和8年2月26日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
5 P16 54	告示の日 (令和8年2 月26日)から 3年間	ぱちんこ 遊技機	eカケグルイLT T-NV	株式会社ディ・ライト 代表取締役 市原 高明 (東京都港区港南二丁目16 番1号)	左同
511222	同上	同上	eカケグルイ～生 か死か～LTT- KR	同上	左同
511139	同上	同上	P犬夜叉FH-N F	同上	左同